

蟹江町の市街化区域内に土地・家屋をお持ちのかたへ

# 令和7年度から 都市計画税の課税が始まります

## 1. 都市計画税とは

- 都市計画事業や土地区画整理事業に必要な経費に充てるための目的税
- 原則として市街化区域内の土地・家屋の所有者に課税されます

### ▼都市計画事業

…都市計画法に基づき、県知事の認可を受けて行う都市計画施設  
(道路、下水道、都市排水設備、都市公園等)の整備などを行う事業

### ▼目的税

…特定事業の経費に充てる目的で課税される税

## 2. 都市計画税の概要

### ① 課税対象

・市街化区域内にある土地・家屋

### ② 納税義務者

・毎年1月1日にその土地・家屋を所有するかた

### ③ 税率

・0.3%

### ④ 税額の計算

・ $\text{税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率}(0.3\%)$

※固定資産税について免税点未満のものは、都市計画税はかかりません

## 3. 納付方法・発送時期

令和7年4月 納税通知書発送(固定資産税と合算)

※固定資産税を口座振替されているかたは、固定資産税と合わせて振替されます

お問い合わせ 蟹江町役場

〒497-8601 蟹江町学戸三丁目1番地

税務課 固定資産税係

TEL:0567-95-1111 (内線 185・186)